

国立病院の医療事故

個人データ除き公表を

情報公開審、基準示す

内閣府の情報公開審査会は九日、全国の国立の病院や療養所から提出された医療事故報告書をめぐり、厚生労働省が「患者を識別される」などとして大半を不開示としたことについて、

事故の発生日時や担当医の氏名、謝罪文の内容など、患者の個人データを除く情報を広範に開示するように求める答申を出した。国立病院の医療事故について具体的な情報公開基準が示されたのは初めて。坂口厚生労働相が近くあらためて公開内容を決定する

が、従来はすべて答申通りに公開されており、閉鎖的と批判されてきた医療現場に情報公開を促すことになりそう。

や信頼確保、医療事故防止などの観点から「医療事故の公表はいわば社会的要請」と強調。患者の氏名や生年月日、血圧や意識レベル、病名、心電図、手術記

録など個人データについては「個人の権利、利益を害する恐れがある」との理由で不開示が相当とした。ただし、これらのデータについても「患者や家族の了解の

下に、さらなる事故内容の公表が可能になる場合もある」と指摘している。厚生労働省は医療事故報告書の公開請求に対し、病院名などを除き大半を黒塗りして開示。請求した市民団体など

がこれを不服として異議を申し立て、坂口厚労相が同審査会に諮問していた。

事故の被害者 答申「遅すぎ」 内閣府の情報公開審査会

開示求めた主な項目 内閣府の情報公開審査会が開示を求めた医療事故報告書の主な項目は次の通り。(いずれも患者の個人データを除く) 事故名▽初診日、受診科名▽医療事故の医療行為名、原因、日時、病室番号、

見取り図▽主治医(術者)〔執刀医〕、介護者の氏名、所属診療科▽患者側との金銭などの交渉経緯▽医療事故防止対策委員会の委員名、開催日時、議事録▽警察への届け出と事情聴取の日時、聴取された者の氏名▽謝罪文▽事故現場、医療機器の写真

が、国立病院や療養所で起きた医療事故の情報開示を求める答申を出したことに伴って、医療事故の被害者からは「当然のことである」との声が上がっている。 昨年三月、東京女子医大病院で人工心肺装置の操作ミスが原因で二女、明香さん(51)は「医療事故情報の開示は当然。病院や行政がやるべきことは事故原因を検証し、事故の再発を防ぐ



東京女子医大医療ミス 院内に報告せず 厚労省が立ち入り検査に立ち入り検査の後、9日午後、東京・新宿区

東京女子医大病院(東京・新宿)の人工心肺装置操作ミスで、事故の報告が院内の安全管理委員会に全くされていないことが九日、分かった。

今回の事故では死亡診断書への虚偽の記載や診察記録の改ざんなどが明るみになっており、厚生労働省と東京都は同日午後、医療法に基づいて同病院を立ち入り検査。林直諒院長らから事情を聴いたところ、同病院が事故の再発防止を目的に常設し、月一回開催する

安全管理委員会に、人工心肺装置の操作ミスは一度も報告されていないことが判明した。 厚労省では、同病院の医療安全態勢についてさらに報告を求めた後、改善指導などの措置をとることも検討する。

ことだ」と強調。「全国の大学病院も含め、医療事故情報の公表だけでなく、医療事故の調査報告書の作成や公表を義務づけるべきだ」と話している。